

## ●条例制定の必要性（前文）

- ・子どもは、一人一人がかけがえのない大切な存在
- ・虐待、いじめ等子どもを取り巻く状況は厳しさを増しており、また核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により家族や地域が子どもを見守り支える機能が低下していることから、県など様々な主体がそれぞれの立場から又は相互に連携して子どもの権利擁護を図ることが不可欠
- ・子どもが主体的に自分らしく生きることができるよう支援が必要

## 第1章 総則（第1条～第9条）

### ●目的（第1条）

子育て支援・少子化対策条例と相まって、子どもの支援のための施策を総合的に推進し、未来を担うすべての子どもが、誰一人取り残されることなく、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等に関わらず権利の擁護が図られ、ウェルビーイングで生活を送ることができる、子どもまんなか社会の実現

### ●定義（第2条）

- ・子ども（心身の発達の過程にある者）
- ・子どもの学びや育ちに関する施設等関係者（学校、児童福祉施設その他これらに類する施設の設置者、管理者、教員、職員等）

### ●基本理念（第3条）

- ①すべての子どもは一人の人間として権利があり、子どもの有する権利が尊重され、擁護されること
- ②適切に養育されることなど福祉に係る権利が保障され、教育を受ける機会が与えられること
- ③年齢や発達の程度に応じて、自分に直接関係することについて意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤国、市町村等と連携協力して社会全体で子どもを支える取組みを推進すること

### ●子どもにとって大切な権利（第4条）

- ①心身ともに健康でいられること
- ②周りの人に温かく見守られ、支えられること
- ③様々な活動が体験できること
- ④好きなことや夢にのびのびと挑戦できること
- ⑤正しい知識に基づき将来を自ら選択できること
- ⑥自分の意見をもつたための支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できること
- ⑦不安や悩みを解決したり乗り越えたりするための助言や支援が受けられること
- ⑧安全で安心して過ごすことができる居場所をもつことができること

### ●役割（第5条～第9条）

#### 【県】

- ・子どもの支援のための施策の策定、実施

#### 【保護者】

- ・子どもが自立した個人として健やかに成長するよう見守り支えること

#### 【子どもの学びや育ちに関する施設等関係者】

- ・子どもの居場所の安全確保
- ・子どもが安心して学び育つことができる環境づくり

#### 【事業者】

- ・事業者の雇用する者が子どもに接する時間を十分に確保するため、職業生活と家庭生活との両立を図ることができる雇用環境の整備

#### 【県民】

- ・条例の基本理念に対する理解
- ・子どもの支援のための施策や取組への協力

## 第2章 子どもまんなか社会を実現するための基本的施策等（第10条～第17条）

- ①市町村との連携協力
- ②子どもの権利に関する普及啓発、気運の醸成
- ③子どもの居場所づくりの推進や様々な体験活動の機会の確保
- ④子どもの学びや育ちに関する施設等関係者と連携協力した切れ目のない支援
- ⑤相談支援体制の充実
- ⑥子ども等からの意見聴取や施策への反映
- ⑦子どもの視点に立った情報提供等
- ⑧子どもが意見表明しやすい環境づくり

## 第3章 富山県子ども支援委員会（第18条～第24条）

- ・子どもの悩みの解決に向けた支援機関（富山県子ども支援委員会）の設置
- ・最終的に子ども総合サポートプラザに相談して支援を受けてもなお子どもの置かれている状況が改善しない場合に対応
- ・申立て事案に対する調査、調整
- ・申立て事案に関連する県の施策について意見表明
- ・県の普及啓発活動に対する助言
- ・活動状況の公表（年1回）